

(責任の原則)

第五十五条 当店は、連絡運輸の場合には、貨物の滅失、損傷又は延着について、他の運送事業者と連帯して損害賠償の責任を負います。

解説

連絡運輸が行われた場合の貨物の滅失、き損、延着に対する責任は連帯責任です。通常荷受人が貨物を受け取った際、どこの地点で誰が原因で滅失、き損、延着したのかが分からないことが多くあります。又、その責任逃れにあわれたのでは承服しがたいことです。

その為、連絡運輸の責任は各運送事業者が連帯して責任を負うものとし、全員に対し損害賠償請求できるものとししました。一つの運送事業者だけに全部又は一部損害賠償できると共に他の運送事業者にも全部又は一部の損害賠償請求ができる、いわゆる真正連帯債務となります。



運送約款
Q&A

【立替えた商品代金を返してもらえない】

Q. 相次運送で、第一運送人が荷送人が受け取るべき商品代金を立て替えていました。ところが、第二運送人が商品代金の取立をせずに荷受人に引渡しをしました。第一運送人は第二運送人に対して立替金を請求できますか？

A. 第一の運送人と第二の運送人が別段の意思表示をした契約書がない限り、当然には立替金全部を損害賠償として請求できません。(大審院T2.4.4判)

この場合、第一運送人が第二運送人を代位して荷受人に商品代金を代位請求します。

